

◎二十番（安部泰男君）公明党の安部泰男であります。通告順に従い、質問いたします。

先日、政府の地震調査委員会は大きな被害が発生すると予想されるマグニチュード八級の巨大地震が青森県東方沖から房総沖の日本海溝の全域で今後三十年以内に起きる可能性が高いことを公表いたしました。

地震調査委員会の平田委員長は「東北地方の太平洋側の皆さんは、しばらく地震がないと思わずに、再び強い揺れや高い津波が来るということを十分考慮して、大きな被害が出ないようにしていただきたい。」と、警戒を怠らないよう呼びかけたところであります。

本県においては、間もなく八年目を迎える東日本大震災と原発事故による複合広域災害を経験した自治体として、同等またそれ以上の地震、津波等の災害に備え、その経験を踏まえた十分な防災、減災対策などの着実かつ速やかな対応が求められているところであります。

初めに、避難所の環境改善についてです。

国内で相次ぐ災害のたびに我が国の避難所の環境が劣悪であると海外から指摘され、避難所の国際基準であるスフィア基準が注目されています。災害を生き延びた後に身を寄せる避難所で命を落とすという深刻な事態を防ぐために、避難先の環境を向上させることが求められております。

スフィア基準の項目を満たしていない避難所では、血栓が足に見つかる割合がふえ、関連死の原因になると指摘する声があり、国も平成二十八年につくった避難所の運営のガイドラインに参考にすべき国際基準としてスフィア基準を紹介するなど、行政や専門家の間で認知され、南海トラフ巨大地震の被害が想定される自治体では避難所運営マニュアルにスフィア基準を盛り込むところもあらわれ始めています。ちなみに三年前の熊本地震の被災地ではスフィア基準に基づいた取り組みが行われております。

政府は、外国観光客が年々増加している中で、相次ぐ災害の発生時に情報を適切に周知し、外国人避難者のニーズを的確に把握するために災害時外国人支援情報コーディネーター育成の検討を進めているところであります。二〇二〇年の東京五輪・パラリンピックの一部開催地となる本県においても、五輪開催期間中も含め、災害発生時に備えて避難所の環境改善に取り組むべきと思います。

そこで、避難所の環境改善を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。次は、防災対策についてです。

間もなく八年を迎える東日本大震災は、観測史上最大となる巨大地震により大津波が発生し、東北地方沿岸部に壊滅的な被害を与えました。また、ここ数年各地で豪雨災害が頻発しています。地球温暖化の影響等が考えられ、豪雨に伴う河川水位の急上昇や高潮の頻発も懸念されています。

さらに、近年の少子高齢化と人口減少の進行に伴い、地域社会の弱体化が進み、災害リスクを高める要因ともなっています。加えて、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模広域災害を経験したことで公助の限界が明らかになり、自助と共助の強化を図るべきという機運も高まっております。

万一災害が発生した場合、災害の被害を最小限にするためには、住民に最も身近な市町村による適切な避難情報の発令や災害情報の伝達のあり方、避難所運営や被害が生じた場合の応急対策など、迅速な災害対応が求められます。

そこで、県は市町村の防災体制の充実強化を図るため、どのように支援していくのか伺います。

次は、安定ヨウ素剤についてです。

先般、ひらた中央病院の医師グループが三春町における安定ヨウ素剤の服

用実態調査を公表いたしました。報道によれば、七年前の東京電力福島第一原子力発電所事故で三春町が配布した安定ヨウ素剤を服用した子供と服用しなかった子供の割合や服用しなかった理由などの調査結果が公表されております。

安定ヨウ素剤は、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を減らし、甲状腺がんの発生を予防することが期待できますが、セシウムなどのヨウ素以外の放射性物質に対して効果はなく、服用するタイミングや副作用などを注意する必要がありますと言われています。また、服用に当たっては、みずからの判断ではなく、原子力災害現地対策本部の指示に従うことが求められ、住民の十分な理解が必要であります。

安定ヨウ素剤について、県は原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた福島県原子力災害医療行動計画において今後検証するとしております。

東京電力福島第一原子力発電所事故の廃炉作業が続いている中で、再び放射性物質の放出といった事故が発生しないとは断言できません。特に安定ヨウ素剤の服用については、一刻も早い県民への周知が必要です。

そこで、県は安定ヨウ素剤の服用方法を県民にどのように周知していくのか伺います。

次は、災害非常時の医療体制の整備についてです。

災害で懸念される深刻な事態の一つとして、医療の提供体制の寸断があります。特に日常的な治療が必要な重症患者が受ける影響は大きく、特別な配慮が求められます。実際今年の北海道胆振東部地震では全道的な停電が発生し、在宅の人工呼吸器利用者の命が危機にさらされました。自家発電機を自宅に備えておくことの重要性が改めて浮き彫りになった事例であり、速やかな対応が必要であります。

成立した国の平成三十年度第二次補正予算には、非常時でも継続できる医療体制を整備するため、四十九億三千万円が計上されております。特に在宅で人工呼吸器を利用する患者を対象に、災害による停電で人工呼吸器が作動しなくなることを防ぐため、医療機関が貸出用の自家発電機を購入する際の費用を補助する制度が盛り込まれました。停電で人工呼吸器が動かなくなるようなことがあつては重大な事態を招きかねません。今回の補正予算を活用し、県内医療機関で貸出用の自家発電機の購入を進める必要があると思えます。

また、医療機関の給水機能の強化も補正予算の柱の一つに位置づけられており、災害拠点病院や救命救急センター、周産期母子医療センターを対象に整備費を補助する内容となっております。とりわけ人工透析には大量の医療用水が必要となることから、給水機能を強化する必要があります。

そこで、県は災害時の診療機能を維持するため、どのように取り組んでいくのか伺います。

次は、虐待から子供を守る対策についてです。

昨年、東京都目黒区の女児、そして本年に入って千葉県野田市の女児が虐待を受けて死亡するという痛ましい事件が連日大きく報道されております。そして、全国の警察が虐待で児童相談所に通告したのが昨年一年間で八万人を超えたことが明らかになりました。

政府は、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のさらなる徹底、強化について決定し、情報管理のルール策定や新年度予算で児童福祉司を増員するための予算を盛り込み、できることは何でもやるという強い決意で臨んでおります。今児童虐待防止の取り組みについては、県民の関心が最も高まっております。

そこで、知事は児童虐待の防止に向け、どのように取り組んでいくのか伺

います。

福島県の新年度予算には、虐待から子どもを守る総合対策推進事業として約二千三百万円の予算が計上され、児童相談所の機能強化と職員の専門性向上を図ろうとしているところです。

しかし、児童相談所では急増する虐待相談の対応に追われる中、保護者から暴力を振るわれるなど、職員の負担がこれまでになく大きくなっていることが指摘されております。

厚生労働省によると、ストレスに耐え切れずやめる児童福祉司がいることや、十年以上の勤務経験がある児童福祉司は全体の一六％にとどまっていることを明らかにしています。

政府は、こうした虐待への対応需要増を背景として、二〇一九年度に児童福祉司を千七十人程度前倒しでふやそうとしていますが、人的配置が予定どおり進むのか、厳しい環境が予想されております。

そこで、県は虐待から子供を守るため、児童福祉司等の職員をどのように確保していくのか伺います。

次は、循環器病対策についてです。

本県は、震災以降、避難生活の長期化などにより県民の健康指標の悪化が顕著となり、喫緊の課題となっております。このため、県では食、運動、社会参加の三つを柱に健民アプリや食育活動の推進に取り組むなど、全国に誇れる健康長寿県を目指してさまざまな施策を展開しているところであります。

このような中、昨年十二月、脳卒中・循環器病対策基本法が成立いたしました。同法は、脳卒中や心筋梗塞などの循環器病の予防推進と迅速かつ適切な治療体制の整備を進めながら、国民の健康寿命の延伸と医療費、介護費の軽減を目指しております。

循環器病の予防や発症の疑いがある場合における迅速、適切な対応の理解と関心を深めることや、循環器病患者等に対する保健、医療、福祉に係るサービスの提供がどこの地域でもひとしく継続的に行われるようにすることなどを基本理念に、都道府県には循環器病対策推進協議会を設置し、循環器病対策推進計画の策定に努めるよう求めています。

また、循環器病の予防の推進、発症した際の搬送や受け入れ態勢の整備、さらに保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備や症例情報の収集提供体制の整備等について基本施策として取り組むことになっております。

脳卒中と心臓病を中心とした循環器病は、高齢者の自立機能を損なって、介護が必要となる要因の四分の一を占めるとともに、医療費の二〇％を占めており、その対策は喫緊の課題であります。

そこで、県は循環器病の予防にどのように取り組んでいくのか伺います。
次は、成年後見制度の利用促進についてです。

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人を保護し、支援する者を選ぶことで本人を法的に保護、支援する制度ですが、高齢者の約四人に一人が認知症またはその予備群と言われています。

そして、高齢化の進展に伴って認知症の人はさらに増加することが予想されていることから、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要です。

厚生労働省の平成二十七年度成年後見制度利用支援事業実施状況調査によると、本県の高齢者と障がい者の利用が全国平均と比べて低く、四十七都道府県中四十六位となっております。

また、平成二十八年五月に成年後見制度利用促進法が施行され、平成二十

九年三月、国は成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市町村に対して基本計画策定のほか、家庭裁判所や福祉関係団体等が連携する地域連携ネットワークの構築並びにネットワークを指揮監督する中核機関の設置を求めています。こうしたことから、県は県内市町村の利用促進について一層の支援を図る必要があると思います。

そこで、県は成年後見制度の利用促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、性的少数者への対応についてです。

昨年十月に全国二十歳から五十九歳の個人六万人を対象にLGBTを含む性的少数者に関する調査をした電通ダイバーシティ・ラボによると、LGBTという言葉の浸透率は約七割に上っているものの、勤務先のサポート制度がないのは五割以上という状況で認知度は上がってきていますが、サポートする体制の整備が追いついていない現状が明らかとなっております。

平成二十八年度に改定されたふくしま男女共同参画プランの基本目標の人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進では、多様な価値を尊重する社会の実現を目指す項目に「性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進め、性自認や性的指向にかかわらず人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指す」と盛り込まれました。

神奈川県では、性的少数者やその家族らの要望に応じて専門相談員を派遣する派遣相談事業を始めています。当事者の中には、相談できる窓口などへ出向くことに抵抗を感じる人もおられますので、こうした派遣相談といった対応方法も必要と思います。

そこで取り組まれている具体的施策についてですが、まず性自認や性的指向など性に関する講座、セミナーの開催や相談対応についてであります。

性自認や性的指向については、性的少数者の方が性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれることのないよう理解促進を図るとともに、当事者からの相談に適切に対応していく必要があると考えます。

このため、県は性自認や性的指向に関する理解促進や相談対応にどのように取り組んでいるのか伺います。

また、県の各種申請書類等において性別記載の必要がないと判断されるものについては、性別欄を廃止または見直していくことが必要ではないかと考えます。

このため、県の申請書等について性別記載の見直しにどのように取り組んでいるのか伺います。

多様な価値を尊重する社会の実現を目指すことは必要不可欠な視点であり、社会はもちろん、学校においても人権教育の視点の一つとして重要視する必要があります。

そこで、県教育委員会は公立学校において性的少数者への理解を深める教育にどのように取り組んでいるのか伺います。

また、各種申請書類等において性別記載の必要がないと判断されるもの性別欄の廃止などの対応については、例えば福岡県教育委員会は県立高校入試の願書と受験票の性別記入欄を削除し、性的少数者へ配慮をしております。

本県では、県立高校入試の受験票については性別欄はありませんが、入学願書については性別欄に男女の別を記入することとなっています。このことに抵抗のある生徒もいると推測されますことから、入学願書の性別欄をなくすべきであると考えます。

そこで、県立高等学校入学選抜における入学願書の性別欄を廃止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、福島県奨学金返還支援事業についてです。

本県では、将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業で産業の将来を担う優秀な人材を確保するため、エネルギー、医療機器、ロボット等、地域経済を牽引する業種の県内企業に就職する学生に対し奨学金返還の支援をしております。

こうした取り組みは全国で始まっており、総務省の特別交付税や地元産業界から寄附を集め、人口減少対策・就職支援基金を創設して、Uターン就職の学生に対し、奨学金返還の一部を基金で支援する内容になっておりますが、自治体によってその募集人員や対象要件はさまざまです。それぞれに特徴のある内容になっています。

奨学金返還支援事業は、若者の定住促進と地域産業を担う若者に対する支援制度として期待されていることから、福島県ならではの魅力的な内容で他の自治体と比較して競争力のある支援策が求められております。そこで、奨学金返還支援事業について、これまでの応募状況とそれを踏まえた今後の対応を伺います。

また、奨学金返還支援事業について、既卒者への対象拡大や応募状況に応じた募集枠の柔軟な対応を図るべきと思いますが、県の考えを伺います。

次は、ブロック塀等の耐震化についてです。

昨年のおお阪北部地震によるブロック塀倒壊で登校途中の児童死亡事故が起きたことを踏まえ、耐震改修促進法施行令等の改正により、本年一月から自治体が指定する避難路沿いのブロック塀等について一定の長さ・高さを超える場合には耐震診断が義務づけできるようになりました。

今般、耐震診断で問題があるブロック塀等の改修、撤去に関する国の支援策など具体的な内容についても示され、対象となる箇所所有者等への早急な周知と対策が求められます。

そこで、県は避難路の沿道にあるブロック塀等の耐震化をどのように促進していくのか伺います。

次に、地域少子化対策重点推進交付金についてです。

国の平成三十年年度第二次補正予算には、地域少子化対策重点推進交付金約十六億円が計上され、子育てに優しいまちづくりを進める自治体の取り組みを重点的に後押しするとしております。補助率も従来と比べて二分の一から三分の二へ引き上げられ、自治体の婚活支援や子育て環境整備など少子化対策の幅広い取り組みを後押しする形になっております。

そこで、県は地域少子化対策重点推進交付金をどのように活用していくのか伺います。

次は、公立学校に対する法的な支援についてです。

昨年三月に東京都目黒区の女兒が虐待死した事件を受けて、今国会に児童福祉法改正案が提出されているやさきに、今度は千葉県野田市の女兒が父親の虐待により死亡する事件が発生しました。

今回の事件では、市教育委員会が関係機関との連携をとらないまま内々で解決を図ろうとしたため、父親の一方的な圧力に屈した形で女兒の学校アンケートを開示したことが虐待死を招いた一因とも言われ、児童相談所と教育委員会などの関係機関の組織的連携意識の欠如が問題視されているところでもあります。

政府は、新年度予算でいじめ対策・不登校支援等推進事業として、いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究に取り組むことになっていきます。

また、大阪府では、いじめや保護者とのトラブルなどの対応で法的な助言を専門家に求めたいという学校現場からの要望で、生徒指導など教職員に助言を行う弁護士のスクールロイヤー制度を全府立学校対象に試験的に導

入するなどの取り組みが行われています。

もし千葉県野田市の事件で学校が弁護士に相談し、適切な対応ができていたら、少なくとも女兒のアンケート情報の漏えいを防げたかもしれません。児童虐待等やいじめ事案等の対応については、教育委員会と児童相談所などの関係機関の組織的連携を基本としながらも、学校のさまざまなトラブルや保護者からの要望等の対応について弁護士のアドバイスを受けられる環境を整備することは教員の精神的負担の軽減という効果も期待されます。

そこで、生徒指導上の諸問題を解決するため、公立学校に対して法的な支援を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次は、安全で安心な県づくりについてです。

近年、刑法犯認知件数は減少し続けており、昨年戦後最少を記録したところでありますが、他方で人口減少に伴い、既存の防犯ボランティアの担い手不足による地域の目の減少は深刻な状況にあり、昨年の五月に新潟市で発生した下校途中の女兒殺害事件でも見守りの空白地帯の発生が指摘されています。

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例では、安全で安心な県づくりに関する基本的施策として、県は犯罪がなく、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、防犯に関する周知啓発、防犯ボランティア団体等への支援、市町村、事業者、その他の関係団体等と連携した推進体制の整備に取り組むとしております。

また、同条例は犯罪の防止に配慮した環境設計の普及、子供の安全確保に関する施策の実施、その他の必要な措置を講じるとして、防犯環境の整備を推進することとしております。地域の目が少なくなっている中で、それを補完する手段として防犯カメラの設置も有効なものと考えます。

将来的にはこうした防犯環境の整備も進めていかなければなりません。

当面の課題として地域防犯意識を高め、地域の目が少なくなる中、どのように防犯ボランティア等の活性化を図り、どのように子供の安全確保を図るのか、迅速な対策を講じる必要があるものと思います。

そこで、県警察は児童生徒の安全確保にどのように取り組んでいるのか伺います。

最後は、警察行政についてです。

一昨年六月に神奈川県東名高速道路で発生した悪質、危険なおおり運転による痛ましい死亡事故を受け、昨年一月、警察庁では全国の警察本部に対し、おおり運転を抑止するため刑法の暴行罪など、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査を徹底するよう指示しました。

県警察においても、こうした指示を受け、高速道路におけるヘリとパトカーの連携による取り締まりなどを強化した結果、取り締まり件数も増加したとお聞きしております。

おおり運転の恐怖は、いつ誰の身に降りかかってもおかしくない県民に身近な危険であり、県民の体感治安の悪化を招きかねない非常に悪質な行為であります。先日も県内でカッターナイフを見せながらおおり運転をしたとして逮捕された事案が発生したばかりであります。

一歩間違えばより重大な事案に発展しかねないおおり運転に対しては、引き続き警察による厳正な取り締まりと徹底した捜査が求められております。加えて、県民が安心してハンドルを握るためにも、万一自分が悪質、危険なおおり運転を受けたときに備え、どう対処すべきか、対処方法についても十分県民に周知する必要があるものと思います。

そこで、県警察はおおり運転を受けた場合の対処方法について県民にどのように周知していくのか伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎副議長（柳沼純子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）安部議員の御質問にお答えいたします。

児童虐待防止についてであります。

児童相談所への虐待相談件数が年々増加し、本年一月には虐待により千葉県の子女のとうとい命が失われるなど重大な事件が後を絶たず、深刻な社会問題になっております。

このような大変痛ましい事件はあってはならないものであり、私は子供の命を最優先に、関係機関がこれまで以上に緊密に連携し、総力を挙げ児童虐待防止に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、児童相談所の体制強化を初め子供やその家族等からのＳＯＳを受けとめ、より迅速かつ的確に対応できる、子供に身近な地域における市町村、学校、警察、民間団体の連携体制の構築が重要であります。

こうした考えのもと、児童相談所の職員の増員、研修の充実による専門性向上に加え、新年度は児童相談所に警察官や警察官ＯＢ等を配置いたします。また、市町村が子供とその家族に必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、民間団体の専門的な地域相談機関である児童家庭支援センターの運営を新たに支援してまいります。

引き続き、福島の子供たちを健やかに育むことができるよう、さまざまな対策を講じ、児童虐待防止に力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

避難所の環境改善につきましては、避難所の指定や開設、運営を担当する市町村に、避難者への安全な生活場所の提供のため、避難所運営マニュアル

ル作成の手引等を示しているところです。

今後は、紛争や災害時などの緊急時における人道対応に関する国際基準であるスフィア基準を参考に、避難者一人当たりの必要面積や避難者数に対するトイレの必要数の確保などを市町村に説明し、さらなる避難所の環境改善について検討を促してまいりたいと考えております。

次に、市町村の防災体制の充実強化につきましては、関係機関と連携した総合防災訓練などの各種訓練を実施するとともに、適時、的確な避難情報により住民が安全に避難できるよう市町村の避難情報発令基準の策定を支援しているほか、新年度から新たに市町村の防災部局幹部職員を対象として、災害対策本部の効率的な運営や市町村長が必要とする情報の整理などについて学ぶ防災対応研修を実施し、防災体制のさらなる充実強化に努めてまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

性自認や性的指向につきましては、講演会の開催や学校と連携した研究授業の実施などにより県民理解の促進を図るとともに、男女共生センターの窓口において悩みを抱えている方々の相談に対応しております。

引き続き、性自認や性的指向にかかわらず人格と個性が尊重されるよう、県民への意識啓発と相談窓口の周知に努めてまいります。

次に、県の申請書等への性別記載につきましては、利用目的等から必要性を検討した上で廃止などの見直しに取り組んでいるところであり、今年度行った庁内の現況調査では性別記載欄を設けていないものが半数を超えております。

今後とも性自認や性的指向を尊重した対応を進めてまいります。

（保健福祉部長佐藤宏隆君登壇）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

安定ヨウ素剤につきましては、毎年実施する原子力防災訓練において参加者に服用方法の訓練を行っております。

現在、原子力規制庁において、ことしの夏を目途に安定ヨウ素剤の配布、服用に関する手引の見直しを行っており、県といたしましては、その動向を注視していくとともに、見直し後の手引の内容を市町村や関係団体と連携して県民に周知してまいります。

次に、災害時の診療機能の維持につきましては、これまで医療機関に対し自家用発電装置や地下水の医療用水化システム等の整備費を支援するとともに、災害拠点病院等の耐震化を促進してまいりました。

さきの平成三十年年度第二次補正予算の成立を受け、今後国から示される通知等に基づき、医療機関に整備が必要な機器等について照会し、所要の措置を講じてまいります。

次に、循環器病の予防につきましては、県立医科大学健康増進センターや県内医療機関と共働し、本県独自の対策として本年一月から循環器疾患の発症登録事業を展開しているところであり、これにより得られた発症状況を福島県版健康データベースによる発症前の健康状態や発症後の経過等と一体的に調査、分析し、効果的な対策に生かすこととしております。

引き続き、国の動向も注視しながら循環器病予防に積極的に取り組んでまいります。

次に、成年後見制度につきましては、これまで市町村を支援するため、家庭裁判所等と連携し、担当者研修会を初め地域連携ネットワークや中核機関設置に向けた支援会議を開催するとともに、県民への普及啓発を図るため、成年後見制度セミナーを実施してまいりました。

さらに、新年度は県社会福祉協議会に成年後見サポートセンターを設置し、

制度に関する相談や申し立て手続に関する助言を行うなど、成年後見制度の利用促進に向け、市町村を支援してまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

奨学金返還支援事業の応募状況につきましては、五十人の募集枠に対し、平成二十八年度は十九人、二十九年度は二十六人であり、今年度は現時点で三十一人であるため今月八日まで募集期間を延長しております。

募集枠に満たない主な要因として、大学等からは応募時期が早く、学生がまだ就職先の方向性を定められないとの声があることから、新年度は就職活動を開始した四年生等にも対象を広げ、応募を喚起してまいります。

次に、奨学金返還支援事業につきましては、新産業分野において将来を担う人材確保を目的とし、大学生等の就職決定時におけるインセンティブとなるよう、新卒者を対象に実施しているものであります。

今後は、募集枠の充足に向け一層の周知等に努めるとともに、より多くの学生の定着・還流につなげるため、応募状況や他県の実施状況等も踏まえ、より効果的な事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

（土木部長杉 明彦君登壇）

◎土木部長（杉 明彦君）お答えいたします。

避難路の沿道にあるブロック塀等の耐震化につきましては、所有者に耐震診断を義務づけるための避難路の指定や耐震診断の方法を先月開催した会議において市町村に説明したところであり、今後は市町村が創設する補助制度への技術的支援を行うなど、耐震化の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）お答えいたします。

児童福祉司等の職員の確保につきましては、児童相談所でインターンシップ実習生を受け入れ、実際の業務を体験してもらうほか、学校訪問等により学生へ仕事の魅力をわかりやすく伝えるなど人材の確保に取り組んでおります。

引き続き、児童福祉司等職員確保の取り組みを進めるとともに、医師や弁護士、児童相談所職員OB等の活用を図ることにより児童相談所の体制を強化してまいります。

次に、地域少子化対策重点推進交付金の活用につきましては、これまで県や市町村が実施する少子化対策に活用してまいりました。

新年度は、地域による子育てを支援するため同交付金の補正予算を活用し、祖父母を対象とした時代に即した育児に関するセミナー、相談会、三世代交流イベントの開催などの孫育て事業を実施することにより、シニア世代が活躍できる子育ての場づくりを推進してまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

性的少数者への理解を深める教育につきましては、教員が性の多様性を正しく理解し、指導することが重要であります。

このため、今年度人権教育のモデル地区に指定した会津坂下町の中学校において性的少数者をテーマに公開授業研究会を開催したところであり、今後はその成果を紹介するリーフレットを作成し、各学校に配布するなど、性的少数者への理解を深める教育の普及に取り組んでまいります。

次に、県立高等学校入学者選抜における入学願書の性別欄につきましては、学級編制の基礎資料とするために設けているところであります。

今後は、性的少数者に対する学校生活上のきめ細かな対応が求められていることから、入学願書のあり方についても検討してまいります。

次に、公立学校に対する法的な支援につきましては、複雑化、多様化する生徒指導上の諸問題に学校が適切に対処する上で大変重要であります。

このため、県弁護士会から推薦を受けた弁護士四人を生徒指導アドバイザーに委嘱し、県立学校及び市町村教育委員会からの相談に対して法的な視点に基づく助言を行っており、今後ともこうした取り組みにより学校教育が円滑に行われるよう支援してまいります。

(警察本部長向山喜浩君登壇)

◎警察本部長(向山喜浩君) お答えいたします。

児童生徒の安全確保につきましては、地域の目が減少する中、市町村、事業者、その他の関係機関、団体等との連携による見守り活動の推進が有効と考えております。

このため、昨年十一月に子供の安全・安心ふくしまネットワークを発足させたほか、地域の連携の場として防犯対策について意見交換を行う連絡会議などを設立しております。

また、声かけ事案の発生状況や防犯情報等を共有するため、各警察署から安全・安心メールを発信しております。今後ともこうした取り組みを通じて児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、あおり運転を受けた場合の対処につきましては、道を譲るなどしてあおる車からできるだけ早く離脱すること、追従された場合は同乗者から一〇番通報し、同乗者がいなければ駐車場等の安全な場所でドアロックをしたまま通報するなど、具体的な対処方法を県警のウェブサイトに掲載しております。

また、チラシ配布や運転免許更新時の講習会等を通じても周知に努めているところであります。今後もさまざまな機会を通じて対処方法についての広報、啓発を推進してまいります。